

傍聴に関する留意事項

鳴門市地域福祉計画審議会

鳴門市地域福祉計画審議会を傍聴する場合は、下記の事項に従って傍聴していただくこととなります。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますが、会議場の都合上、傍聴者が多数の場合、入室をお断りすることがあります。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 会場を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 騒ぎ立てるなど、議事を妨害する行為をしないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録音、録画等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
- (6) 会議場に、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を持ち込んだり、はち巻、腕章等をするなど示威的行為はしないでください。
- (7) 会議場においては、携帯電話等の電源を切ってください。
- (8) その他秩序を乱し、または、会議の支障となる行為はしないでください。
- (9) その他不明な事項については、事務局に問い合わせ願います。

3 その他

- (1) 傍聴される方が、上記の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議中、会場の秩序が維持できなくなった場合、及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合には、会議を途中で非公開とする場合があります。